

佐賀県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年12月27日

佐賀県知事 古 川 康

佐賀県規則第50号

佐賀県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

佐賀県営住宅条例施行規則（平成9年佐賀県規則第53号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>（同居親族要件を適用しない入居者の資格）</p> <p>第2条の2 条例第6条第1項に規定する規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者を除く。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>(8) <u>配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律</u>（平成13年法律第31号。以下この号において「配偶者暴力防止等法」という。）第1条第2項に規定する被害者で次のア又はイのいずれかに該当するもの</p> <p>ア・イ 略</p> <p>2・3 略</p>	<p>（同居親族要件を適用しない入居者の資格）</p> <p>第2条の2 条例第6条第1項に規定する規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者を除く。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>(8) <u>配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律</u>（平成13年法律第31号。以下この号において「配偶者暴力防止等法」という。）第1条第2項（<u>配偶者暴力防止等法第28条の2</u>において準用する場合を含む。）に規定する被害者で次のア又はイのいずれかに該当するもの</p> <p>ア・イ 略</p> <p>(9) <u>福島復興再生特別措置法</u>（平成24年法律第25号）第30条の規定により、<u>公営住宅法</u>（昭和26年法律第193号）第23条各号（<u>住宅地区改良法</u>（昭和35年法律第84号）第29条第1項において準用する場合を含む。）に掲げる条件を具備するとみなされる者</p> <p>2・3 略</p>

附 則

この規則は、平成26年1月3日から施行する。